

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（概要）

1 改正の趣旨

- 石綿にばく露した労働者が、石綿肺、肺がん、中皮腫等の健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったためとして、建設業の元労働者やその遺族等が国を相手取って国家賠償請求訴訟を提起した建設アスベスト訴訟について、令和3年5月17日に最高裁判所による判決が出された。

- 最高裁判決においては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）について、
 - ・ 労働者に危険を生じるおそれのある物や、健康障害を生じるおそれのある物など、物の危険性に着目した規制（安衛法第57条）については、労働者以外の者も保護する趣旨
 - ・ 化学物質を使用する場所や、粉じんが発生する場所など、場所の危険性に着目した規制（安衛法第22条）については、その場所で作業する労働者以外の者も保護する趣旨との考えが示され、安衛法第2条第2号において定義された労働者に該当しない者を含めて、屋内建設作業者に対する安全衛生対策について、国の責任が認められた。

- 安衛法第22条に基づいて定めている省令は、これまではその保護対象を基本的に労働者に限定してきたところ、最高裁判決を踏まえ、労働者以外の者についても必要な保護の対象とするため、所要の改正を行う。
 - ※ 「物の危険性に着目した規制」（安衛法第57条関係）に関しては、現行関係省令において、対象を労働者に限定しておらず、対象者拡大のための改正は不要である。

- 併せて、最高裁判決において、化学物質の有害性等の警告表示において表示すべき事項が十分ではなかったとされたことを踏まえ、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）及び類似の省令の有害性の掲示に係る規定について、所要の改正を行う。

<参考>

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - 第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 - 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
 - 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
 - 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
 - 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

- (表示等)
- 第五十七條 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある

物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 改正の概要

(1) 改正予定省令

○ 次に掲げる省令について、(2)～(4)のとおり所要の規定の改正を行う。

- ・ 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）
- ・ 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）
- ・ 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）
- ・ 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号。以下「四アルキル鉛則」という。）
- ・ 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）
- ・ 高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号。以下「高圧則」という。）
- ・ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）
- ・ 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- ・ 粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）
- ・ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）
- ・ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）

(2) 安衛法第22条に基づく保護措置の対象者の範囲の拡大

○ 安衛法第22条に基づき、事業者が講ずる保護措置の対象者の範囲を、以下のとおり拡大する。

- ① 危険有害作業に直接従事する労働者に対して事業者が講ずることとされている保護措置について、事業者が当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該請負人も保護措置の対象に加える。
- ② 危険有害作業に直接従事していない労働者も含め、危険有害作業を行っている作業場にいる全ての労働者に対して事業者が講ずることとされている保護措置について、当該作業場で何らかの作業に従事する全ての者（当該作業場に資材を搬入する業者等を含む。）を保護措置の対象に加える。

※ 上記の保護措置については、請負人だけでなく、事業者の雇用する労働

者も作業に従事する場合に限定する。(事業者が危険有害作業を全部委託し、請負人のみが作業に従事する場合は対象とはならない。)

※ なお、上記①の保護措置については、作業の一部を請負人に請け負わせる場合であって、一時的に労働者が不在となり、請負人のみが作業を行う場合が発生したとしても、作業全体から見れば、作業の一部を請け負わせている状態に変わりはないことから、措置の対象とする。

※ 上記②の「当該作業場で何らかの作業に従事する全ての者」には、当該作業場で何らかの作業(現場監督や資材の搬入・積卸し等の作業も含む。)を行っていれば、危険有害作業を行っている事業者とは契約関係がない事業者やその労働者、個人事業者やその家族就業者、資材搬入業者も含まれる。(ただし、一般の見学者や単なる通行人等は含まれない。)

(3) 具体的な保護措置の内容

① 労働者以外の者の保護

○ 労働者以外の者に対する保護措置として、労働者と同等水準の保護が確保されるよう、関連規定を見直すことを基本としつつ、労働者以外の者については、事業者には雇用される労働者と異なり、指揮命令関係にないことを踏まえ、事業者が講ずべき保護措置の内容や方法は、以下のとおりとする。

(ア) 作業時に換気設備等を稼働させる義務、労働者に洗浄設備や保管設備を使用させる義務等の、設備による作業環境の改善や有害物へのばく露防止のための措置については、必要に応じ、事業者に対し、作業の一部を請け負わせる請負人に対する配慮^{*}義務を設ける。

※ 労働者を危険有害作業に従事させるに当たり、必要な設備の設置を義務付けている規定については、現行のままでも、労働者以外の者も含めて当該設備の設置による効果が得られることから、改正しない。

※ 設備の稼働に関する「配慮」には、事業者が当該設備を稼働させることのほか、請負人が自ら稼働させることができるよう当該装置の使用を許可すること等も含まれる。

※ 設備の使用に関する「配慮」には、事業者が請負人に当該設備を使用させることのほか、請負人が自ら洗身・保管等を行うことができるよう場所を提供すること等も含まれる。

(イ) 労働者を危険有害作業に従事させる場合における、

- ・ 特定の作業方法の遵守義務
- ・ 保護具の使用等をさせる義務
- ・ 作業場外への持ち出し前に器具等の汚染を除去する義務
- ・ 有害物に汚染された者に医師による診断を受けさせる義務
- ・ 疾病にかかっている者の就業を禁止する義務 等

の危険有害作業に従事する者の安全確保のための措置については、事業

者に対し、これらの措置を自ら講じることが必要な旨を作業の一部を請け負わせる請負人に周知させる※義務を設ける。

なお、作業場全体に危険が及ぶ場合の保護具の使用等、危険有害作業への従事の有無を問わない安全確保のための措置については、事業者に対し、当該作業場で何らかの作業に従事する全ての者に対する周知義務を設ける（労働者については、現行どおり事業者が保護具を使用等させる義務を維持する）。

※ 事業者と請負人は指揮命令関係にないことから、事業者が請負人に対して作業方法の遵守や保護具の使用等の指揮命令をすることはできないため、作業方法の遵守等の必要性等の周知を図ることで、請負人が適切に自らを保護する措置を講ずることができるようにするもの。

※ 「周知」の方法は、具体的には以下のいずれかの方法によることとする。

- ・ 常時作業場の見やすい場所に掲示すること又は備え付けることによる周知
- ・ 書面を交付すること（請負・委託の契約時に書面で示すことも含む。）による周知
- ・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること（当該機器に周知すべき内容が記録され、確認できることの周知も含む。）による周知
- ・ 口頭による周知

(ウ) 危険な場所への立入禁止、特定の場所での喫煙・飲食禁止、事故発生時の特定の場所からの退避等、事業者が自らの場所の使用・管理権原等に基づいて講ずべき安全確保措置については、当該作業場で何らかの作業に従事する全ての者を当該措置の対象とする。

※ 立入禁止及び喫煙・飲食禁止の措置については、立入等を禁止する旨を見やすい箇所に表示する等の方法により禁止しなければならない旨を規定する。なお、表示以外の方法で禁止する場合は、立入等が禁止である旨の表示も行わなければならないこととする。

(エ) 高圧室内業務や潜水業務（高圧則第1条の2第2号及び第3号の業務をいう。）における加圧や減圧、入退室管理等の措置のように、事業者以外の者には当該措置ができないものについては、当該作業の一部を請け負わせる請負人も、当該措置の対象に追加する。

(オ) 危険有害作業で取り扱う物質の危険性等に関する表示の措置義務については、当該作業場で何らかの作業に従事する全ての者を対象に表示する措置義務に改正する。また、特定の設備の危険防止等に関する表示の措置義務については、当該作業の一部を請け負わせる請負人も対象に表示する措置義務に改正する。

② 労働者以外の者による遵守義務

- ①（ウ）の事業者が行う立入禁止、喫煙・飲食禁止等の措置で、労働者以外の者も措置対象とするもののうち、労働者に遵守義務を設けているものについては、労働者以外の者に対しても遵守義務（罰則なし。）を設ける。

③ 有害性等の警告表示（掲示）関係

- 石綿則について、現行規定で掲示すべき内容とされている「石綿の人体に及ぼす作用」を、「石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」と改正する。加えて、掲示すべき内容として、「保護具を着用しなければならない旨」を新たに追加する。
- 安衛法第 22 条の規定を根拠とする省令で、石綿則と同様に有害物の有害性等を周知するための掲示の規定がすでに置かれている省令については、現行規定の掲示すべき内容を、石綿則と同様に改正する。また、有害物による健康障害の防止に関する省令で、有害物の有害性等の掲示に関する規定が置かれていないものについては、新たに石綿則と同様の掲示の規定を設ける。

※ なお、現行の掲示規定を改正する省令及び掲示規定を新設する省令は以下のとおり。

現行の掲示規定を改正するもの	掲示規定を新設するもの
石綿則、有機則、特化則	鉛則、四アルキル鉛則、粉じん則、安衛則（ダイオキシン関係）

（4）その他所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を定める。

3 根拠法令

安衛法第 22 条、第 25 条、第 27 条第 1 項、第 113 条

4 施行期日等

公 布 日：令和 4 年 3 月下旬（予定）

施行期日：令和 5 年 4 月 1 日